

林業労働力の確保の促進に関する基本方針の構成(案) 及び基本方針(案)の概要

林業労働力の確保の促進に関する基本方針の構成（案）

＜基本方針の構成（案）＞

1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

- （１）森林・林業を取り巻く情勢
- （２）事業主の現状と課題
- （３）林業労働者の雇用管理の現状と課題
- （４）林業労働力の動向

2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

3 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

- （１）事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置
 - ア 雇用管理の改善を促進するための措置
 - （イ）労働安全の確保（新設）
 - （ロ）女性労働者の活躍・定着の促進（新設）
 - （ハ）林業分野における障害者雇用の促進（新設）
 - イ 事業の合理化を促進するための措置
 - （ウ）「新しい林業」の実現に向けた対応（新設）
- （２）新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置

4 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

- （１）林業労働力の確保の促進に関する基本計画策定における関係者の意見の聴取
- （２）支援センターの業務運営
- （３）林業研究グループや教育機関等による支援の促進
- （４）地域課題に対応した林業への新規参入・起業の促進等による多様な担い手の確保（新設）
- （５）建設業等異業種との連携促進
- （６）山村地域の活性化及び定住条件の整備
- （７）森林・林業や山村に対する国民の理解の促進
- （８）外国人材の適正な受入れ（新設）

＜現行基本方針＞

1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

- （１）森林・林業を取り巻く情勢
- （２）事業主の現状と課題
- （３）林業労働者の雇用管理の現状と課題
- （４）林業労働力の動向

2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

3 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

- （１）事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置
 - ア 雇用管理の改善を促進するための措置
 - イ 事業の合理化を促進するための措置
- （２）新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置

4 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

- （１）林業労働力の確保の促進に関する基本計画策定における関係者の意見の聴取
- （２）支援センターの業務運営
- （５）林業研究グループや教育機関等による支援の促進
- （６）建設業等異業種との連携促進
- （３）山村地域の活性化及び定住条件の整備
- （４）森林・林業や山村に対する国民の理解の促進

林業労働力の確保の促進に関する基本方針（案） 概要

1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

(1) 森林・林業を取り巻く情勢

- 地球温暖化防止への貢献、山崩れや洪水等の災害防止、水源の涵養等の機能の発揮のため森林を適切に整備・保全する必要
- パリ協定の温室効果ガス削減目標やカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現が重要
- 人工林が本格的な利用期を迎え、主伐面積は増加傾向にある中で、適切な間伐や主伐後の更新を図ることが必要

(2) 事業主の現状と課題

- 1経営体当たりの平均素材生産量は増加するなど、事業規模は拡大傾向にあるものの、小規模・零細な経営体が存在
- 経営の安定化、事業量の安定確保のため施業の集約化が不可欠
- 事業主には、森林所有者の合意形成、森林経営計画作成、再造林等の実施まで地域の森林管理の主体としての役割を期待

(3) 林業労働者の雇用管理の現状と課題

- 通年雇用化、月給制導入、社会保険等の加入割合は増加しているものの、更に他産業並みに改善する必要
- 労働災害は、長期的に減少傾向にあるが、その発生率は極めて高く、その改善は喫緊の課題。労働者の安全と健康の確保は事業主の責務であり労働安全対策等の一層の促進が必要
- 所得確保や労働環境の向上に資する「新しい林業」の実現に向けた取組が必要

(4) 林業労働力の動向

- 近年の素材生産量の増加に対応して伐採等を担う労働者は増加に転じる一方で、再造林・保育を担う労働者は大きく減少
- 新規就業者の定着率は、就業7年後に5割を下回る状況
- 女性の新規就業が見られるものの他産業に比べ少ない状況
- 雇用の安定や所得確保など労働者の林業就業にあたっての課題や不安に対応した就業環境の改善、魅力の向上が必要

2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

- 「グリーン成長」の実現に向け、将来にわたり森林を適切に整備・保全する担い手となる林業労働力の確保が重要。特に再造林・保育を担う労働力の確保の取組の強化が必要
- 労働力確保の前提として、他産業並みの労働条件や労働安全の確保等雇用管理の改善に努めることが必要
- 新規就業や定着促進のため、
 - ・ 週休制導入など働き方改革推進による職場環境の整備
 - ・ キャリア形成、能力評価を導入し処遇改善につなげる取組
 - ・ 林業の果たす役割への理解の促進、林業の魅力の発信が重要
- 林業労働力確保支援センターによる関係機関と連携した支援強化
- 補助事業等におけるクロスコンプライアンスの導入による雇用改善等に資する効果的な支援措置の実施
- 新規参入事業主等への支援と適切な指導
- 地方移住への関心が高まる中、雇用の受け皿として期待

3 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

(1) 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置

ア 雇用管理の改善を促進するための措置

- 事業主を対象とした雇用管理研修等による雇用管理体制の充実
- 雇用の安定のため雇用関係の明確化を推進
- 通年雇用化、月給制の導入による雇用の安定化の促進
- 働き方改革の推進による週休制の導入促進や社会保険等の加入促進等の促進による労働条件の改善
- 労働災害の発生状況を踏まえた研修等の実施、伐木技術向上に資する技能検定制度導入、安全装備等の導入促進、通信網構築等による労働安全対策の強化（新設）
- 支援センターによる委託募集の活用、合同求人説明会への参加促進

林業労働力の確保の促進に関する基本方針（案） 概要

- OJT、OFF-JTの計画的実施、リカレント教育の充実、林業大学校等の青年の就業支援等による段階的・体系的な人材育成推進
- 就労環境の整備等による女性労働者の活躍・定着の促進(新設)
- 高年齢労働者の特性や体力に応じた作業方法の見直し、安全対策等による高年齢労働者の活躍の促進
- 仕事の切り出し等の工夫による障害者雇用の促進（新設）
- 事業発注における雇用改善への配慮

イ 事業の合理化を促進するための措置

- 事業量の安定的確保に向けた施業の集約化の推進
- 森林施業プランナー等の人材育成や森林経営管理制度による経営管理権の活用等による経営力強化
- 高性能林業機械の導入や多能工化の推進による生産性の向上
- 「新しい林業」の実現に向けた新たな造林技術やスマート林業等に対応できるデジタル人材等の育成等の推進（新設）
- 「緑の雇用」事業等による段階的・体系的な教育訓練を通じたキャリアに応じた技能・技術の向上の推進
- 能力評価制度の着実な運用・導入と職業能力の見える化の推進

(2) 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置

- 就業希望者等への林業就業促進資金の貸付、雇用情報提供、委託募集、就業に必要な研修の実施等の一連の支援措置の促進
- 「緑の雇用」事業等による就業希望者へのガイダンス、現場訪問先との連絡調整、トライアル雇用の取組の推進
- 地方公共団体が行う定住への取組との連携

4 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

(1) 林業労働力の確保の促進に関する基本計画策定における関係者の意見の聴取

- 各都道府県は基本計画策定に当たって地域の林業や林業労働に関する各方面の関係者から意見を聴取

(2) 支援センターの業務運営

- 事業主に対する指導等を効果的に実施するための関係機関の連携強化

(3) 林業研究グループや教育機関等による支援の促進

- 林業研究グループによる学生や新規就業者等に対する就業体験等の活動支援
- 高度な林業技術を有する教育機関等が林業労働者等に対して行う学習機会の提供等支援

(4) 地域課題に対応した林業への新規参入・起業の促進等による多様な担い手の確保（新設）

- 林業への新規参入・起業、特定地域づくり事業協同組合の枠組みや地域間の連携等による労働力の確保など、造林の推進や事業量の変動への対応等の地域課題に対応した取組を推進

(5) 建設業等異業種との連携促進

- 建設業等異業種とが連携した取組について、職業能力の開発、安全と健康の確保に配慮しつつ推進

(6) 山村地域の活性化及び定住条件の整備

- 森林資源や地域資源を活用した森林サービス産業の推進
- 魅力ある職場づくり、居住環境の整備等の定住条件の整備

(7) 森林・林業や山村に対する国民の理解の促進

- 森林資源の循環利用や森林整備・保全活動、森林の持つ多面的な役割とそれを担う林業労働の重要性等の理解の促進
- 森林・林業や山村の理解を深めるための「関係人口」の拡大

(8) 外国人材の適正な受入れ（新設）

- 労働関係法令等の遵守と周知・指導の徹底及び特定技能制度の活用の検討